

# 家庭裁判所で働いている職員について



家庭裁判所では、裁判官のほかに、  
裁判所事務官  
裁判所書記官  
家庭裁判所調査官 など  
の職員が働いています。

## 裁判所 事務官

### 事件部・事務局の双方に配置される職員

- 裁判手続を担当する裁判部（家事部・少年部）  
→裁判所書記官のもとで各種裁判事務を担当・補助
- 司法行政部門である事務局（総務課・人事課・会計課等）  
→事件部の下支えをする事務に従事

## 裁判所 書記官

### 裁判手続のプロフェッショナル

- 固有の権限に基づく職務  
→法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明等
- 裁判手続の円滑な進行を確保  
→法令・判例調査、訴訟当事者との打合せ等

## 家庭裁判所 調査官

### 家庭や非行の問題解決のプロフェッショナル

- 離婚・親権者の指定等の事件  
→子どもの養育状況等を調査
- 少年事件  
→少年が非行に至った動機、成育歴、生活環境等を調査

## その他

- 家事調停委員  
→調停事件において、当事者から意見を聴取するなど、当事者の合意を  
あっせんし、紛争を適正妥当な解決に導きます。
- 参与員  
→裁判官が判断をするのに参考となる率直な意見を裁判官に述べるなどして、  
紛争を解決に導きます。